

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課

千葉市は、「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定した（条例第36号として、令和3年10月5日公布、同年11月1日施行。ただし、第25条から第28条までは、令和4年5月1日施行）。

金属スクラップなどの再生資源物の不適切な保管による火災発生など、市民生活の安全に支障を来す状況が発生したことから、条例で規制することとした。

1 条例制定に至った背景

千葉市は千葉県のほぼ中央部にあたり、人口97万人強、首都東京まで約40kmの地点にあり、県内幹線道路及びJ・R・私鉄などの鉄道の起点として、県都にふさわしい要衝の地にある政令指定都市です。また、千葉市の地形は、緑豊かな下総台地の平坦地に覆われ、その一部は、東京湾に接しており、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境に大変恵まれています。

市内の土地利用は市街化区域と市街化調整区域がおよそ半分ずつとなっており、市街化調整区域であっても高速道路等へのアクセス

が良好な土地が多いことから、市内の市街化調整区域では、近年、金属スクラップなどの再生資源物の屋外保管施設（以下、条例では「屋外保管事業場」と定義。）が多く立地するようになり、操業に伴う騒音・振動のみならず不適切な保管による敷地外への落下や火災の発生など、地域住民の生活の安全に支障を来す状況が発生するようになりました。しかしながら、再生資源物は有価物として取引されているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規制対象となる「廃棄物」に該当すると判断することは大変難しく、同法の有害使用済機器に該当する保管物が含まれていなければ、

再生資源物の保管について直接規制する法令等がないことから、対応に苦慮する状況が続いていました。

上記のような状況の中、令和元年第3回定例会において議員発議により届出制・罰則なし・氏名公表を骨格とした規制条例案が議会に上程されましたが、罰則がないなど実効性が低い等の理由で否決となりました。一方で、次の令和元年第4回定例会において「金属スクラップの適正管理に関する請願」が提出され、これが全会一致で採択されたことから、市として実効性を担保できる規制条例を制定することを検討することとなりました。

また、条例制定までの期間中、これまで各

部局個別に立入指導等を行っていた体制を見直し、令和元年10月から、環境局、違反建築物への対応の点から都市局、火災への対応の点から消防局の3局で合同立入調査を実施することとしました。

2 条例の検討過程

令和2年12月から1か月間パブリックコメント手続を実施したほか、行政法及び憲法の学識専門家と計4回の協議を行い、この中で、(1) 条例制定理由として市民生活の安全の確保を目的とする場合、生活環境の保全を目的とする場合に比べて、より重い取扱いが可能となり得ること。

(2) 再生資源物は、廃棄物処理法の縛りを受けていないが、同法がその危険性や有害性を有害使用済機器と比較した上であえて規定せず、自由に放任する意図があつてそうしているとはいえないのではないかと。

(3) 条例で規定する再生資源物が、有害使用済機器よりも危険であり、事前規制の必要があると説明できれば、事業場の設置について有害使用済機器の届出制よりも重い許可制で規制することは許されると考える。等の意見が示されました。

屋外保管事業場の営業実態として、指導により有害使用済機器の届出を行った保管場所

については最低限の品目の確認や危険物の除去等が行われているケースもあるものの、明らかに有害使用済機器ではない再生資源物については、買入れ時に展開検査も行わず重量の計測のみでそのまま山積みを行い、重機で踏み付けたり移動させたりするような取扱いが行われている事業場が多くあります。これから再生資源物は再利用品としての価値がなく、金属やプラスチックの原料としての価値のみで取引されているため、原型をとどめなくなるような扱いをしても有価物としての価値が下がる度合が低く、それゆえに有価物でありながら有害使用済機器はおろか許可制度やマニフェスト等で規制された廃棄物よりもよほどぞんざいに扱われているのが現状です。このような実態が市内で多くの火災が発生する原因となると考えられます。

また、廃棄物処理業者は排出者からの処理委託料金を収入源としており、正常な経営ができていない施設であれば、施設を安定的に稼働させるのに必要とする以上の廃棄物をあえて保管する必要があるのに対し、金属を主体とした屋外保管事業場は相場の安い時期に買い入れ、高い時期に売り払うことによる差益を何よりも追求するため、保管基準等の外部要因がなければ、相場の状況次第で可能な限り多くの量を保管することが最も経済合理的

な行動となってしまうと考えられます。このことが、高さ10mに迫るような過剰堆積・過剰保管の原因となっていると考えられます。

これらの状況から、何ら規制のない再生資源物の保管状況は市内においては有害使用済機器の保管以上に危険な実態があるとして、設置の許可制、延焼の防止等を目的とした住宅等からの距離規制、許可申請前の説明会等の開催など、でき得る限り厳しい規制を伴った条例を制定する必要があると判断しました。刑事罰を伴うため検察庁と条例の妥当性について協議を実施した後、これらの内容を持った条例案を令和3年第3回定例会に提出し、当該条例が令和3年10月5日に可決・成立しました。

3 条例の内容

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例の主な内容は以下のとおりです。

(1) 屋外保管事業場の設置に対する許可制の導入

ア 設置予定者は許可を受けなければならない(第5条第1項)

イ 許可の有効期間は5年間(第5条第2項)

ウ 許可申請前の説明会の開催等(第6条)
エ 立地基準の設定(第8条)

住宅等の敷地から100m以上離れた土地に設置すること

(2) 保管基準の設定(第7条)

ア 掲示板設置

イ 高さ・勾配規制

最大高さ5m、最大勾配50%

ウ 汚水が生じるおそれがある場合の措置

地下浸透防止のための底面の覆い、油等の流出防止のための油水分離槽の設置等

エ 火災の発生・延焼の防止措置等

一つの保管単位の最大面積200㎡以下
保管単位どうしの離隔2m以上

(3) 記録の作成(第9条)

記録の作成及び保存の義務

(4) 行政処分その他の規定

勧告及び命令(第14条・第18条・第19条)

許可の取り消し(第15条)

報告徴収(第16条)

立入検査(第17条)

事故時の措置(第20条)

(5) 罰則(第25条・第28条)

無許可での屋外保管事業場の設置・変更、命令違反等

「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

使用前検査未受検での使用、無許可譲受け等

「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」
軽微な変更の無届、立入検査忌避等

「30万円以下の罰金」

(6) 経過措置

条例施行の際、現に100㎡より広い再生資源物の屋外保管事業場を設置している

事業者は、既存事業場届出書及び

既存事業場構造等届出書の提出に

より構造基準への適合を確認した

上で、条例施行日に遡ってみなし

許可とします。

4 課題と今後の展望

条例制定後、市で把握している全

ての屋外保管事業場に直接訪問して

周知等に努めた結果、令和3年12月

末時点で既存事業場がみなし許可を

得るための届出が107件あり、今

後これらの事業場について既存事業

場構造等届出書を提出させるととも

に、条例制定後もこれらの事業場を

火元とする火災が複数発生している

ことから、構造基準及び保管基準を

遵守させることが必要となります。

また、無許可の屋外保管事業場が設

置されないよう監視していく必要も

あります。

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例について

廃棄物処理法

廃棄物：
産業廃棄物(廃プラスチック類等20品目)等
有価物：
有害使用済機器(小型家電等32品目)



過剰な積み上げ、火災の発生、騒音・振動等により市民生活の安全に支障をきたす状況が発生



条例を制定し規制

条例の特徴

許可制を導入(全国初)

立地基準：住宅等から100m以上離すこと
保管基準：高さ最大5m以下 勾配50%以下
汚水が浸透しないよう保管場所を覆う 等

刑事罰を規定

無許可での屋外保管事業場の設置・変更、命令違反 等
1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金 等

施行期日：令和3年11月1日(罰則は令和4年5月1日から)

有価物：
再生資源として買い取ったスクラップ等



規制なし

法律や条例の直接の規制がない

さらに、屋外保管事業場において金属を取り出した後に残ったプラスチック類を中心とする残さ物について過剰堆積事案や不法投棄事案が市内外で発生していることから、本条例だけでなく廃棄物処理法を含めた監視・指導体制の構築が必要であると考えています。